インフルエンサー招聘等による「新潟＝ソウル線」利用促進業務
プロポーザル実施要領

新潟空港整備推進協議会

１　趣旨

「新潟＝ソウル線」（以下、「ソウル線」という。）は、令和８年６月１日からデイリー運航へと増便され、デイリー運航を継続するための需要創出が課題となっている。

ソウル線のインバウンド利用は、近年、団体旅行による利用からFIT（個人旅行者）による利用が増えている傾向にあることから、今後、インバウンド需要を伸ばしていくためには、FIT需要の取込みを意図した効果的な情報発信を行うことが必要と考えられる。

本業務は、ソウル線の利用促進を目的に、FIT需要の取込みに効果的と考えられるインフルエンサーによるインバウンドプロモーションを中心とした施策を実施するものである。

２　委託業務の概要

(1) 業務名

インフルエンサー招聘等による「新潟＝ソウル線」利用促進業務

(2) 業務内容

別紙１「インフルエンサー招聘等による『新潟＝ソウル線』利用促進業務」委託仕様書のとおり

(3) 委託期間

委託契約締結の日から令和９年３月31日(水)まで

(4) 委託先選定数

１者

なお、複数の企業等による共同提案も認めるが、その場合においても契約相手方となる代表者として１者を選定すること。

また、契約相手方は日本国内に本社等が所在する者に限る。

３　見積限度額

10,000千円（消費税及び地方消費税、並びに印紙税を含む）

４　資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

(3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19

条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号)第２条第１項第２号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
(5) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあっては、当該県税の未納がない者であること。

５　参加申込書の提出

(1) 提出書類
- 別紙様式１「プロポーザル参加申込書」
- 企業概要（パンフレット可）
- 県税未納がない旨の証明書(新潟県の県税の納税義務を有する者のみ)

(2) 提出期限
令和８年 11 月 20 日（金）17 時（必着）

(3) 提出部数
１部

(4) 提出先
「15　担当（問合わせ先)」に同じ

(5) 提出方法
電子メール、持参又は郵送（書留郵便に限る）

６　説明会

説明会は開催しない。

７　募集要領の内容についての質問の受付け及び回答

(1) 質問の受付
期限：令和８年 11 月 12 日（木）17 時(必着)
受付場所：「15　担当（問合わせ先)」に同じ
方法：電子メール（別紙様式２「質問書」を提出すること）

(2) 質問の回答について
令和８年 11 月 16 日（月）までに、回答を新潟県ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答は、募集要領及び仕様書等の追加または修正とみなす。

８　企画提案書等の提出

(1) 提出書類
ア．企画提案書（任意様式）
(ｱ)「委託仕様書」を踏まえ、以下の項目について具体的に記載すること。
① 本業務の詳細な実施内容
※ 内容に応じた KPI の設定を併せて行うこと。
② 当事業の目的を達成するための追加提案（該当ある場合のみ）
③ 実施スケジュール
全体スケジュール及び進行管理について記載すること
④ 実施体制・類似業務の実績
事業実施体制について記載すること。

(ｲ) 企画提案書は、Ａ４サイズ、横書きとし、表紙に「インフルエンサー招聘等による『新潟＝ソウル線』利用促進業務　企画提案書」と標記し、余白に提案者名を表示すること。
なお、文字サイズは 10.5 ポイント以上とすること。
(ｳ) 参加者は、１つの提案しか行うことができない。
(ｴ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

イ．別紙様式３「類似業務実績一覧表」

ウ．見積書　（様式任意）
見積の総額及び内訳について作成すること。

エ．法人等の概要を説明したパンフレット・リーフレット等

(2) 提出部数
６部（正本１部、副本５部）、ただし８(1)エについては１部

(3) 提出期限等
令和８年 12 月１日（火）17 時（必着）

(4) 提出先
「15　担当（問合わせ先）」に同じ

(5) 提出方法
持参又は郵送（書留郵便に限る）

(6) その他
原則として、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
なお、企画提案書において、広報のクリエイティブ等を明示する必要がある場合は、当該クリエイティブやそれに関連する記載において韓国語や韓国の通貨単位を用いることを妨げるものではない。

９　審査

(1) 審査方法
(2)に定める審査基準に基づき、企画提案書の内容を別に定める審査要領に基づき審査員が審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。
ただし、審査委員会が本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、新潟空港整備推進協議会事務局が審査基準に基づき一次審査を行う場合がある。
プレゼンテーションは実施せず、企画提案書に基づいた書面審査を行う。提出書類の内容に疑義等がある場合は、メール等によりその内容を伝えるので、速やかにメール等により回答すること。

(2) 審査基準
別紙２「審査基準一覧」のとおり

10　審査結果の通知

審査結果は、提案者それぞれに対し令和８年 12 月７日（月）までに文書で通知する。

11　スケジュール

日時	内容
11 月 9 日(月)	募集開始
11 月 12 日(木)17 時	質問書提出期限
11 月 16 日(月)まで	質問に対する回答
11 月 20 日(金)17 時	参加申込書提出期限
12 月 1 日(火)17 時	企画提案書等の提出期限
12 月 7 日(月)まで	企画提案書審査（書面審査） 最優秀提案者の決定・結果の通知

12　契約の締結

新潟空港整備推進協議会は、事務局が最優秀提案者と決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。(契約書の作成要。）ただし、その者が地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

13　契約に係る留意点等

(1)　契約に当たっては、委託候補者の企画提案の内容をそのまま採用することを約束するものではなく、詳細について企画提案書を基に双方が協議のうえ決定する。

(2)　委託費の支払いについては、原則として精算払とする。

(3)　委託業務の全部を第三者に再委託することはできない。ただし、委託業務の一部の再委託について、事前に委託者の承諾を得たときは、この限りではない。なお、業務の一部を第三者に再委託するときは、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

(4)　本業務における個人情報の取り扱いは、別記「個人情報取扱特記事項」によることとする。

14　その他の留意事項

(1)　企画提案書の作成、提出等に要する費用は、提案者の負担とする。

(2)　提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。

(3)　提案書等の審査を行う際、必要な範囲において、参加者に通知することなく複製を作成することがある。

(4)　提出された提案書等の書類は返却しない。

(5)　失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア．本実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者。

イ．記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者。

ウ．期限後に提案書を提出した者

15　担当（問合わせ先）

新潟空港整備推進協議会事務局

（事業実施担当）

〒950－8570　新潟市中央区新光町４番地１

新潟県交通政策局空港課　空港振興担当　担当：長谷川、河村

ＴＥＬ：０２５－２８０－５８６５（直通）

ＦＡＸ：０２５－２８４－５０４２

Ｅ-Mail：ngt170040@pref.niigata.lg.jp